

企 画 部 関 係

平成 23 年度の車券売上高は、20 年連続の減少となり 6,229 億 3,693 万 2,200 円であった。

売上高の減少率は東日本大震災の影響を受けた前年度の 12.7%から、1.9%となった。平成 22 年度が震災の影響で、GⅢ開催 3 節の中止を余儀なくされたとはいえ、平成 23 年度の 4 月開催においては、被災した東北地区および福島原発被災の影響による東京電力管内での計画停電の影響から関東地区で、4 月 22 日までの間、開催が中止となり、当該期間における場外発売も行えなかったことを考慮すると、下げ基調がやや緩和された状況が窺えるものの、底をついたとは言いきれない厳しい状況が続いている。

このような状況のなか、施行者は開催経費の削減に懸命に努めているところであるが、本会においても、産業構造審議会車両競技分科会競輪事業のあり方検討小委員会（以下、あり方委員会）の答申に基づく、選手数の削減を踏まえた開催枠組の変更を、施行者収支に資する形で実施するため協議を行うとともに、交付金の削減に関する法改正への要望活動を行い、将来に亘って競輪事業を継続するための改革に力を注ぎ、ある程度の成果は得られたものとする。

また、売上向上の施策として、重勝式勝者投票法の統一的な発売に向けた対応、新規顧客獲得を目指す、ミッドナイト競輪の試行実施およびガールズケイリン実施に向けての制度等の整備について、競輪制度委員会を中心に協議検討を行い、施行者、関係機関等と調整を行った。

- 自転車競技法の改正が行われ、平成 24 年 3 月 31 日公布、同 4 月 1 日施行となった。改正内容については、JKA1・2号交付金に関する還付制度の廃止、及び交付金率の実質的な引き下げ、赤字施行者に対する交付金の還付、払戻率の下限の引き下げ等、施行者の経営改善に大きく資することが期待されるものとなった。

本改正に当たっては、JKA1・2号交付金の交付率引き下げに関する要望活動の実施、およびあり方委員会の報告等を受け、経産省が法改正の方向性を固めたことから、その内容が産業構造審議会車両競技分科会に諮られ、経産省が法改正にあたることを確認された。

- 平成 23 年 6 月のあり方委員会において、競輪事業運営の健全化を図るにあたって、「競輪全体の経営ガバナンスの改善」の必要性が提言されたことを受け、平成 23 年 9 月に競輪事業における重要事項の決定機関として競輪政策決定会議を改組し、「競輪最高会議」が発足した。

競輪最高会議は、本会の会長である上田清司埼玉県知事を会長に、財団法人 J K A の石黒克己会長を議長とし、競輪関係 5 団体の役員が、委員となっている。

- 平成 23 年 6 月にまとめられた、あり方委員会の報告書を受け、日競選が共済制度の改革（退職給付及び競輪選手年金の両事業の廃止）を実施し、選手数の削減（5 年間で 3 割）を行うことについて決定したことに伴い、平成 23 年度第 1 回競輪最高会議において、平成 24 年 1 月から開催枠組を変更することが決定され、当該枠組を第 1 段階とし 6 月まで実施することとなった。

平成 23 年度賞金については、第 151 回中央登録競輪選手制度改善委員会（以下、中選委）において、前年度比 31.8 億円減とする賞金総額 314 億円が決定していたが、平成 24 年 1 月（23 年 12 月 31 日節初日の開催）から実施される F II 開催から、レース数、車立の減少に伴う賞金額の削減が行われた。

また、平成 24 年 4 月以降 6 月までの賞金表についても、1 月から 3 月と同様のものを継続して使用することとなった。

- 重勝式の統一発売については、「重勝式発売の将来像」に基づき、G III 以上の開催において競輪場間で加算金を引き継いでいくための一部事務組合の設立を目指していたが、これを幹事施行者との共同開催による実施方法に変更し、平成 24 年 4 月からの発売が決定した。

また、開催等に関する事務を本会が、幹事施行者からの委託を受け実施することとなった。

- 売上向上等を目途とした事業として、ガールズケイリンについては、新規顧客獲得に繋がる魅力ある競走としていく上での具体的な実施方法等についての検討を、開催運営に関する調整委員会（以下、調整委員会）等で行った。

ミッドナイト競輪については、平成 23 年度までを試行期間とし、新規顧客誘引に効果的な定期的かつ連続的な開催を実施する方法について検討をしていくこととなっている。

また、予定されながら 2 年間、開催が中止となっていた日韓競輪が、初めて開催された。

- その他開催運営に関する諸問題については、開催枠組の変更に伴う賞金表の改訂、選手の欠場に関するペナルティの強化、S 級 S 班の諸制度の見直し等について検討を行った。

- 調査統計業務については、開催収支関係業務を中心に、34 条報告関係のデータの整理、コストに関する調査、競輪場廃止に伴う訴訟関係の情報収集を行い、施行者に対して情報提供を行った。

推 進 部 関 係

業界全体としての統一的な広報宣伝の強化のため、広報機能強化委員会でとりまとめた報告書に基づき、平成 23 年度の本会広報宣伝事業は、開催告知テレビCMを中心として実施した。

開催告知CMについて、次年度以降の事業の参考に資するため、一般の方の反応調査を実施するとともに、施行者からの意見・要望を踏まえ、顧客拡大委員会で協議を行い、平成 24 年度に放送する同事業に反映させた。

特別競輪等における広報宣伝等の統一事業については、特別競輪等開催施行者等連絡会議で策定した「平成 23 年度特別競輪等広報宣伝事業計画」及び「平成 23 年度特別競輪等における顧客等要望調査実施計画」に基づき、開催施行者と連携し実施した。

また、7 車立競輪の実施、重勝式統一発売等の新規施策については、お客様への周知及び新規顧客獲得のための認知拡大を目的として広報宣伝活動を各種媒体において展開した。

業 務 部 関 係

車券売上が低迷するなか、施行者の収益性を高め、お客様の満足度を向上させるとともに、競輪事業の円滑で公正安全な開催運営を図るため、競輪場における開催日程の調整や、情報処理システムの安定稼働に取り組んだ。

平成 23 年度については、東日本大震災の影響により中止となった開催や競輪再開に向けた対応をはじめとして、記念競輪の調整方法の見直し、各競輪場・サテライトにおける次世代トータリゼータシステムへの移行とそれに伴う車券払戻期間満了日の申し合わせ、動画集配信事業「BRONSE」の全場におけるネットワーク敷設とインターネット、場外配信、TV中継向け配信にわたる全面稼働によって動画集配信の経費削減を図った。

しかし一方では、次世代トータリゼータシステムにおけるシステム障害が断続的に発生し、開催を中止・打ち切るといった事態が生じるなど、投票システムの信頼を大きく損ねる事となったため、システムの安全性について詳細な検証を重ね、安定的なシステム稼働を持続させることに努めた。

また、安全で安心して楽しめる場環境の実現を図るため、各競輪場の自衛警備関係者の質的向上及び、諸会議を通じて情報交換等に努めるとともに、予測し難い地震災害等の発生に備えて、装備資機材の点検、整備及び想定訓練の実施等の諸施策を各場が実施するよう指示した。

これらの検討課題については、開催運営委員会、情報システム委員会を中心に協議・検討し、施行者及び関係団体等と調整を行った。

(業務課)

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、翌 12 日から 3 月末まで、全国の競輪開催が中止となった。4 月は、東京電力管内で実施された計画停電等の影響等により、東北、関東、南関東地区で 23 節が開催中止となった。
- 平成 24 年度から G I・G II 開催の見直しにより、S S シリーズ風光る、東西王座戦、S S カップみのりが廃止され、共同通信社杯が 1 開催となったことから、「記念競輪開催日程の調整方法」を見直し、当該年度にサマーナイトフェスティバルと KEIRIN グランプリを実施する競輪場の優先順位を下位として、同調整方法の中で調整することとした。
さらに、前年度に特別競輪等を開催した競輪場の優先順位を下位に位置付けることを廃止した。
- 記念競輪に係る週末開催の申し合わせについて、冬期休止場を有する地区

で、且つ地区内場数の少ない北海道・東北地区、近畿地区については、可能な限り週末開催を入れることとなった。

- 次世代トータリゼータシステムの導入に伴い、車券払戻期間満了日が、日曜日及び土曜日、祝日、年末年始に当たる場合は、満了日を延長するべく、開催運営委員会において申し合わせを決定した。
- V I Cからの協力要請により、重勝式統一発売及びKEIRIN. JPスマートフォン対応のシステム移行のため、平成24年4月1日・2日を、競輪を開催しない日とした。
- 平成19年11月14日に自治労全競労から申入れされた「場間場外発売のあり方」について、全輪協と自治労の間で「場間場外発売のあり方検討会」を設置して意見交換を重ね、その結果を報告書にまとめ、全施行者に配布した。

(情報施設課)

- 平成21年10月から稼働している次世代トータリゼータシステム(TZS)に対し、東日本大震災の影響で発売再開の見通しが立たないサテライトかしまを除く全ての場のシステム移行を平成22年11月に完了させた。
- 平成23年4月より、開催場のレース映像を場外・インターネット・衛生放送局へ効率的に配信することが可能なネットワークシステム「BRONSE」の本格稼働を開始した。
また、インターネット動画配信サービスのKEIRIN. JPストリームについて、同サービスと関連性の高いインターネット売上状況分析結果をとりまとめるとともに、多様化する映像サービスの対応方法として、外部サイトを利用した映像配信策を検討し、情報システム委員会及び理事会にて報告を行った。
- 一般の需要が急速に拡大しているスマートフォンへの情報提供サービス開始に向けて関係団体間で課題事項等の協議・検討を行い、KEIRIN. JPのスマートフォン対応に向けたシステム構築作業を推進し、平成24年4月からのサービス提供開始に向けた準備を完了させた。
- 平成23年度においては、投票系システムにおいてシステム障害が多発し、特に平成23年12月7日には全開催が中止・打切りとなる過去に例のない事態となり、非常に大きな損害が発生したことから、各施行者における損害額を本会においてとりまとめ、(財)車両情報センターに対して損害賠償請求を行った。
- 電話投票においては、利用者の利便性向上による発売促進を目的として平成24年4月から発売時間を拡大し、特にインターネット投票においては、

深夜時間帯（午前1時30分～午前4時40分）でも投票が可能とすることが決定された。

- 民間所有競輪場施行者連絡協議会は、平成23年10月24日に第1回、平成24年3月19日に第2回の総会を開催し、第2回の開催において同連絡協議会の解散について協議した結果、平成23年度をもって解散する事が決定した。
- 平成22年度は、「サテライト旭川」、「サテライト阿賀野」、「サテライト宇部」、「サテライト薩摩川内」の4場が開設したが、一方では「平場外」、「江田サービスセンター」の2ヶ所が閉鎖となった。
- 包括民間委託については、契約更新した競輪場について調査を行い、その結果を「包括委託実施競輪場の概要」として取りまとめた。
- 走路関係については施行者からの問い合わせに対応するほか、ウォークトップの塗り替えを実施した競輪場からの走行テスト立会要請に対応した。
- 各競輪場及び専用場外車券売場の施設状況を調査し、CD-ROMに取りまとめ、施行者、関係団体に配布した。

（サイクルテレホン事務センター管理室）

- 会員募集（定期、通年）を実施するとともに、募集をより効果的に行うため、ホームページ、KEIRIN.JPでの告知やスポーツ紙への告知広告を展開した。
- 電話、メールによる各種の問い合わせに迅速、的確に対応するとともに、会員の個人情報の管理にあたっては、セキュリティーの確保など厳格な管理を行った。
- 会員への情報提供として、「ウイニングラン」の発行、「FAXBOXサービス」による全国の開催案内、場別出走表などの情報提供を行った。
- 長期無投票会員に対する車券購入促進キャンペーンを実施、長期無投票会員の購入促進を図った。

（保安課）

- 観客等が安全、安心の場環境を実現するための自衛警備体制の確立を図るため、各競輪場の自衛警備関係者の質的向上及び、各会議を通じて情報交換等に努めた。
- 平成23年3月末現在の46競輪場の自衛警備体制、警備資器材の整備状況及び暴力団・ノミ屋等追放対策の推進状況等の実態調査を行った。調査結果は「自衛警備体制等の実態（平成22年度版）」と題した冊子に取りまとめ、施行者及び関係機関等に配布した。
- 暴力団等認定の補完資料として、暴力団・ノミ屋等の関係事件等が掲載さ

れた新聞記事をデータベース（CD）化し、報道集を作成した。

- 全国の公営競技場等から暴力団・ノミ屋等を排除するための啓発活動の一環として、ノミ行為防止ポスター及び暴力団等入場禁止ポスター 2,500 枚を作成し、関係機関、競技場等に配布した。

総務部関係

平成23年度は、本会運営の円滑化と効率化を期するため、総会等の各種会議を開催し、施行者の意見を集約して事業計画に基づく諸事業の推進に努めた。

さらには、関連する諸問題解決のため関係団体との諸会議を開催したほか、全国公営競技施行者連絡協議会の事務局として、公営競技運営の情報交換・連携に努めた。

1 会員（施行者）の現況

(1) 会員数

平成24年3月31日現在の会員数は、47団体（地方自治体数60）である。

(2) 自転車競技法第1条の規定に基づく市町村の指定

平成23年3月7日付で自転車競走が実施できる地方自治体のうち、指定期限の切れる12市に対して、総務省（告示第77号）告示がなされた。

都道府県名	市名	自転車競走が行うことができる期限	条件
茨城県	取手市	平成25年3月31日	
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	同上	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

2 役 員

平成 23 年度は、首長等の退任に伴う後任者の選任及び任期満了に伴う改選が行われ、平成 23 年 6 月 21 日開催の第 1 回通常総会及び平成 24 年 3 月 9 日開催の第 2 回通常総会において、次のとおり選任及び報告を行った。

○ 第 1 回通常総会 (敬称略)

(理 事) 清 水 庄 平 (再任、立川市長：関東地区)

(理 事) 松 井 一 實 (新任、広島市長：中国地区)

(評議員) 工 藤 壽 樹 (新任、函館市長：北海道・東北地区)

(評議員) 落 合 克 宏 (新任、平塚市長：南関東地区)

(評議員) 田 辺 信 宏 (新任、静岡市長：南関東地区)

○ 第 2 回通常総会

(理 事) 武 島 裕 (新任、本会 理事)

(評議員) 山 本 龍 (新任、前橋市長：関東地区)

3 事務局執務体制

平成23年度は、4部をもって組織し、職員の適正配置を図り、事業運営の円滑化に努めた。職員の配置状況は下表のとおりである。

事務局職員配置・異動状況表

区分 概要	事務局 局長	企画部	推進部	業務部	総務部	合計
平成23年 4月1日 現在	1	7	3	11	8	30
平成24年 3月31日 現在	1	8	3	10	7	29
平成24年 3月31日付 退職者	1	0	0	1	0	2

4 諸会議の開催

23年度の事業計画推進に伴う、本会運営上の問題解決のため、総会（2回）、理事会（9回）、評議員会（4回）、相互補償審査委員会（1回）をはじめ、各種委員会等を開催した。

その他競輪事業の円滑かつ効果的、効率的な運営に向け、関係団体の各種会議に出席し、施行者の要望の反映に努めた。

5 特別競輪等表彰関係

（1）特別競輪表彰関係

G P及びG Iレースでは、本会会長賞として優勝者に対し、記念品（メダル）及び賞状を授与し、その栄誉を称え、これを表彰した。

G IIでは、関係団体表彰として、優勝者に賞金を、ルーキーチャンピオンレースでは記念メダルを、関係団体(財)J K A、(財)日本自転車競技会、全国競輪場施設協会)との共同負担でそれぞれ授与した。

G IIIレースにおいては、優勝者に対し、記念品（メダル）を授与した。

(2) F I (企画レース・冠レース) への表彰

F I レースにおいて、企画レースや元選手の名前を付した冠レースに対し、本会理事長賞を設け、優勝者に対し、記念品を授与した。

6 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月 1 日より、公益法人改革関連 3 法が施行されたことで、本会は従来の公益法人から特例民法法人に移行しているが、同整備法に基づき、平成 25 年 11 月 30 日までに、新法人への円滑な移行申請手続きを行い、認可を受けることが求められている。

本会が目指す方向性としては、法律上の要件から、公益社団法人ではなく一般社団法人に向けた手続きをする必要があるため、新法人に適合した定款案の作成を検討した。併せて、新法人への移行後の本会資産について、公益のためにどのように支出していくのかを明示する公益目的支出計画（移行認可申請を行う際に添付する公益目的財産額を支出する計画）の作成を検討した。

公益目的支出計画には、主務官庁（経済産業省）が「公益的な活動」として認める事業（但し、公益認定等委員会において、公益に相応しくないと判断した場合には、実施事業として認めない場合もある）を載せることも可能なので、経済産業省と協議を行った。

さらに、公益法人制度改革について、一定の整理、検討が進んだ段階で、公益認定等委員会事務局に相談を行い、本会の課題整理に反映させるように努めたほか、競輪関係団体と連絡調整を行い、各団体の移行準備状況を確認し、本会の移行に向けた検討作業の参考とした。

また、本会は、一般社団法人への移行後は、非営利型法人に適合する可能性が高く、法人税法上は、公益法人と同様に、収益事業課税方式（収益事業のみに課税）となるため、本会が行う事業を精査し、法人税の課税の有無について、税理士等と検討した。